

# 平成23年度 京都府高校生等修学支援事業 貸与申請案内

- ◎ この事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与（貸付）等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。
- ◎ この案内を読んでいただき、貸与を希望される場合は、「手引き」を在学している学校から受け取り、申請書類を在学している学校へ提出してください。
- ◎ 貸与（貸付）を受けた修学資金は、貸与終了後、返還しなければなりません。修学資金の貸与を希望される方は、このことを十分理解のうえ、申請してください。

＜返還例＞貸与期間36か月の場合

	貸与月額 円	貸与総額 円	月賦金額 円	返還回数(期間) 回(年)
修学金	18,000	648,000	* 5,000	130(10年10か月)
(裏面①)	30,000	1,080,000	10,000	108(9年)
修学支度金		50,000	5,000	10(10か月)
(裏面③)		250,000	5,000	50(4年2か月)

\* 端数は最終回で調整

【申請資料の請求・提出先】 在学している学校

京 都 府 教 育 委 員 会

【 問い合わせ先 】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育庁指導部高校教育課 075-414-5856・5154  
京都府文化環境部文教課 075-414-4516

◎ 京都府教育委員会のホームページでもお知らせしています。  
<http://www.kyoto-be.ne.jp>



【 制 度 概 要 】

対象者	制 度	内 容 (ア 貸与者 イ 金額)	申 請 締 切 日 (学校へ提出)
平成23年度 新 入 生	月 ① 高等学校等修学 金貸与制度	ア 京都府 イ 貸与月額 国公立 月18,000円以内 私 立 月30,000円以内 ※所得要件等あり <めやす> 4人世帯で年収約472万円以下	平成23年4月30日 (貸与予定決定を受けた者。ただし、中学校へ既に提出した者を除く。)
			平成23年5月15日 (貸与予定決定を受けていない者で、平成23年4月分からの貸与を希望するもの)
	額 ② 修学支援特別融 資利子補給制度	ア 金融機関 イ 融資限度額 国公立 648,000円 私 立 1,080,000円 ※①の所得基準を超える者で旧日本育英会所得基準以内の者(ただし、高等専門学校入学者は対象となりません。) <めやす> ①<②該当者≦約800万円 ・募集人員 100人程度	平成23年5月15日
		修 学 支 度 金 ③ 高等学校等修学 支度金貸与制度	ア 京都府 イ 貸与額(定額) 国公立 50,000円 私 立 250,000円 ※所得要件等あり ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収が150万円未満
	④ 修学支度金特別 融資利子補給制 度	ア 金融機関 イ 融資額(定額) 国公立 50,000円 私 立 250,000円 ※所得要件等あり ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収が150万円以上	平成23年5月15日 (①の貸与予定決定を受けていない者で貸与を希望するもの)
平成22年度以前入学生		①「高等学校等修学金貸与制度」 申請締切日：随時 ※申請日の翌月分から貸与 又は ②「修学支援特別融資利子補給制度」の分割融資コース 申請締切日：平成23年5月15日(ただし、高等専門学校在学者は対象となりません。) のいずれかを申請することができます。 (平成20年度以前入学生の場合は、①のみ利用できます。)	

京都府は、京都府高校生等修学支援事業の業務を行うため、申請者、親権者及び連帯保証人の同意を得て、申請者、親権者、連帯保証人若しくは学校又は関係行政機関に対し、住所、在籍状況、併給の状況、保証の意思等について照会をすることがあります。